

- 住所 大阪府東淀川区菅原3丁目8番27—501号
高行男 昭和48年12月11日生
- 住所 大阪府西区立売堀5丁目1番11—1305号
全温俊 昭和49年2月3日生
- 住所 大阪府鶴見区今津中5丁目1番14号
李聖子 昭和55年2月5日生
- 住所 大阪府天王寺区大連2丁目9番1—17号
高勝皓 昭和32年8月22日生
- 住所 金谷恵 昭和38年9月8日生
- 住所 高理沙 平成4年7月29日生
- 住所 高泰俊 平成6年6月24日生
- 住所 高理穂 平成11年9月8日生
- 住所 大阪府東大阪市小阪2丁目10番6号
朴京子 昭和52年3月3日生
- 住所 大阪府枚方市回東町2番18号
左直知 昭和57年7月10日生
- 住所 大阪府豊中市中校塚2丁目28番17—201号
金幸子 昭和30年1月15日生
- 住所 大阪府城東区中央1丁目11番13—601号
玄昌秀 昭和57年11月6日生
- 住所 大阪府八尾市竹瀬東1丁目238番地
金大植 昭和42年1月8日生
- 住所 大阪府城東区東中浜9丁目12番27号
金大樹 昭和61年5月2日生
- 住所 大阪府淀川区宮原1丁目16番31—204号
黄緑花 昭和58年4月17日生
- 住所 大阪府吹田市垂水町3丁目8番28—703号
本憲幸 昭和42年1月5日生
- 住所 大阪府東大阪市西石切町1丁目5番17号
李比砂恵 昭和52年9月13日生
- 住所 大阪府東大阪市足代1丁目1番2号
徐廷壽 昭和22年11月17日生
- 住所 金基淑 昭和29年11月3日生
- 住所 大阪府生野区小路2丁目25番8号
徐伎徳 昭和53年7月18日生
- 住所 大阪府淀川区西宮原3丁目3番2—119号
梁佳枝 昭和22年9月23日生
- 住所 大阪府東淀川区柴島3丁目7番2号
金京姫 昭和52年10月18日生
- 住所 大阪府東生吉区桑津1丁目32番25号
李暉 昭和55年5月26日生
- 住所 堺市南区竹城台3丁目1番14—106号
徐貞美 昭和30年6月7日生
- 住所 大阪府生野区桃谷4丁目7番17号
許武雄 昭和26年9月10日生
- 住所 金竹子 昭和27年10月12日生

○外務省告示第四百一号
平成二十四年十二月十五日に郡山で、原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とベラルーシ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。
平成二十四年十二月二十八日
外務大臣 岸田 文雄

(訳文)
原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とベラルーシ共和国政府との間の協定
日本国政府及びベラルーシ共和国政府以下、両締約国政府。と(以下)は、
両国が原子力発電所における事故により甚大な影響を受けたこと、特にチェルノブイリ原子力発電所における事故へのその後の対応によりベラルーシ共和国が得た知見から日本国が多くを学び得ることを想起し、
原子力発電所における事故へのその後の対応に関する情報(低線量被ばくによる影響を含む)人間及び環境に対する影響等を収集し、及び分析する必要性を認識し、
事故の後にとつた措置(生活環境の復旧及び住民の保護のための措置並びに放射性廃棄物の取扱い及び緊急事態への対応のための計画を含む。)に関する情報の共有の重要性に留意し、
両締約国政府の間の協力が両国及び国際社会における人間の安全保障の促進に貢献し得ること並びに両締約国政府の間の協力の成果を国際社会と共有することが国際社会全体にも利益をもたらすし得ることを認識して、
次のとおり協定した。

第一条
両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令及びそれぞれの国の予算の範囲内で、かつ、関係する国際約束に基づくそれぞれの権利及び義務に従い、原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための次の分野における協力を促進するよう努力する。
(a) 原子力発電所における事故の人間及び環境に對する影響
(b) (a)に關してつた措置及びその評価
(c) 両締約国政府が合意するその他の分野

第二条
前条に規定する協力は、次の方法により行つ。
(a) 情報の交換
(b) 研究者、技術者その他の専門家の交流
(c) 共同セミナーのような行事の開催
(d) 両締約国政府が合意するその他の方法

第三条
両締約国政府は、第一条に規定する協力の効果的な実施のため、合同委員会を設置する。合同委員会は、その任務の効率的な遂行に必要な頻度で会合する。

第四条
この協定は、日本国又はベラルーシ共和国を締約国とする他の現行の二国間又は多数国間の国際約束に基づくそれぞれの国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第五条
1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
2 この協定は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を書面により通告した日から六箇月を経過するまで効力を有する。
3 この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。
一千二百一十二年十二月十五日に郡山で、英語により本書二通を作成した。
日本国政府のために
玄葉光一郎
ベラルーシ共和国政府のために
ヴラジーミル・ヴァーシチェンコ

○外務省告示第四百一十号
平成二十四年十月十九日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十四年三月二十九日付けの交換公文に従つて中華人民共和国政府に供与されることになつた山西省西龍池揚水発電所建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間が中華人民共和国財政部と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十七年十月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。
平成二十四年十二月二十八日
外務大臣 岸田 文雄

○外務省告示第四百三十一号
平成二十四年十月十九日に北京で、円借款の供与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の平成十八年六月二十三日付けの交換公文に従つて中華人民共和国政府に供与されることになつた広西チワン族自治区玉林市水環境整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間が中華人民共和国財政部と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十七年十月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、中華人民共和国政府との間に行われた。
平成二十四年十二月二十八日
外務大臣 岸田 文雄

○外務省告示第四百四号
平成二十四年十二月十六日にモロコシで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモロコシ連合政府との間に行われた。
1 援助の目的及び内容 食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額 二億七千万円
3 贈与の供与期限 平成二十五年三月三十一日まで
4 署名者
日本側 徳安茂在モロコシ臨時代理大使
モロコシ側 アブダラ・ハマダ内務・情報・地方分権大臣

平成二十四年十二月二十八日
外務大臣 岸田 文雄

○外務省告示第四百五号
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協約に基づき規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は平成二十五年一月一日に効力を生じ、平成二十五年一月一日以降の国際出願日を有する国際出願について適用する。
(平成二十四年十二月十二日付け世界的所有権機関事務局長回章)
平成二十四年十二月二十八日
外務大臣 岸田 文雄

1 及び(b)を削り、
4. 15 (a)中、(b)の規定に従つて条件として、
2. 1 (a)中、発明者が出願することを削り、
51 (a)中、「国内法令」の下に、「二十二年十月九日の時点において発明者であることについての宣誓又は申立ての提出を」を加える。